

令和6年度 成人対象の集団健診年間スケジュール (案)

【注意事項】●…受診必須／◎…いずれか受診必須項目／認知症検診は全6回実施

◎…女性特有のがん検診で実施する胃がん検診の実施日は8月5日(月)、令和7年2月12日(水)の午前のみとする

実施回数 平日 休日  
 女特 4 回 2 回  
 国保 8 回 2 回  
 集団 15 回 2 回  
 合計 33 回

		7月国保集団健診						8月女性特有のがん検診			9月集団健診						10月集団健診						11月集団健診						12月国保集団健診			2月女性特有のがん検診			
		6日間						3日間			5日間						5日間						7日間						3日間			3日間			
日にち		7/17	7/18	7/19	7/20	7/22	7/23	8/2	8/3	8/5	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	10/14	10/15	10/16	10/17	10/18	10/31	11/1	11/2	11/5	11/6	11/7	11/8	12/4	12/5	12/6	12/7	2/10	2/11	2/12	
曜日		水	木	金	土	月	火	金	土	月	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	木	金	土	火	水	木	金	水	木	金	土	月	火	水	
定員		160	160	160	160	160	160	221	221	221	160	160	160	160	96	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	221	221	221
内訳								66	66	66	88	88	88	88	53	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88				66	66	66		
電話								155	155	155	72	72	72	72	43	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72				155	155	155		
Web																																			
女性限定日								♥	♥	♥		♥			♥					♥											♥	♥	♥		
受付時間		8:00~12:00						8:00~11:00			8:00~12:00 ※ただし坂下公民館は8:30開始						8:00~12:00 ※ただし総合福祉会館は8:30開始						8:00~12:00						8:00~11:00						
午後		×						13:00~15:30			×						×						×						13:00~15:30						
会場		健康増進センター						健康増進センター			健康増進センター			坂下公民館	総合福祉会館	健康増進センター			健康増進センター						健康増進センター			健康増進センター							
基本的な健診	国保特定健診	●						×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●			×				
	長寿医療健診	×						×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×			×				
	30代健診	×						×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×			×				
がん検診	肺がん	X線	●						○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●			○				
		喀痰	○						○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				
	大腸がん	●						○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●			○					
	胃がん	○						○※			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○※					
	前立腺がん	○						×			○	×	○	×	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	×	○	○			×					
	乳がん	1方向	○						◎			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			◎				
		2方向	○						◎			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			◎				
子宮頸がん	細胞診	○						◎			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			◎					
	HPV検査	○						◎			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			◎					
その他の検診	骨粗しょう症検診	×						○			×	○	×	○	×	×	×	○	×	○	×	○	×	×	×	○	×	×			○				
	認知症検診	×						×			×	○	×	×	○	○	×	×	○	×	×	×	○	×	○	×	×	×			×				
	肝炎ウイルス検診	○						×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			×					
受付期間	6月初旬から中旬頃まで						6月下旬頃の数日間 9:00~19:00			7月中旬頃の数日間 9:00~20:00			8月中旬頃の数日間 9:00~20:00			9月中旬頃の数日間 9:00~20:00						10月中旬から下旬頃まで			12月中旬頃の数日間 9:00~19:00										
申込方法	郵送申込 ※通知発送、受付は和光市が実施						電話とWeb予約			電話とWeb予約			電話とWeb予約			電話とWeb予約						郵送申込 ※通知発送・受付は和光市が実施			電話とWeb予約										
結果返却説明会	8月下旬で2日間						結果は郵送			10月上旬から中旬で1日間			11月中旬で2日間			12月上旬から中旬で2日間						2024年1月中旬で1日間			結果は郵送										
特定健診データ 国保連への提出期限(翌々月5日)	9月5日(木)									11月5日(火)			12月5日(木)			2025年1月6日(月)						2025年2月5日(水)													
請求書提出日 (結果郵送月の翌月末まで)	9月30日(月)						10月31日(木)			11月29日(金)			12月27日(金)			2025年1月31日(金)						2025年2月28日(金)			2025年3月14日(金)										

## &lt; 健（検）診項目と内容 &gt;

検診業務名	内 容	集団 健診	国保 集団 健診	女性 特有 の がん 検診
<b>基本的な健診</b> ・国保特定健診 ・長寿医療健診	< 基本的な健診項目 > 質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、40～74 歳は腹囲）、理学的検査（身体診察）、血圧測定（収縮期・拡張期）、血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、肝機能検査（GOT・GPT・ $\gamma$ -GTP）、血糖検査（空腹時血糖及びHbA1c 検査）、尿検査（尿糖、尿蛋白）、血清アルブミン（長寿医療健診のみ） ＊75 歳以上は腹囲測定を実施せず < その他の健診項目 > 腎機能検査（血清クレアチニン、尿酸（eGFR 算出含む））、貧血検査（赤血球数、血色素数、ヘマトクリット値、白血球数、血小板数）、心電図検査（12 誘導心電図）、尿検査（尿潜血） < 詳細な健診項目 > 眼底検査（医師が必要と認めた場合等）（原則両目）	●	●	※ 協会 けんぽ
30 代健診	上記より心電図、眼底検査（両目）を除く。	●		
肺がん検診	問診、胸部X線間接撮影（二重読影、結核含む） < 医師が必要と認めた場合や問診の結果喫煙指数が 600 以上の方 > 喀痰細胞診検査（3日間蓄痰）	●	●	●
大腸がん検診	問診・免疫学的便潜血反応検査（2日法）	●	●	●
胃がん検診	問診・胃部X線間接撮影（8方向以上、二重読影含む）	●	●	●
前立腺がん検診	問診、前立腺特異抗原（PSA）検査（タンデム準拠法）	●	●	
乳がん検診	問診 ・両乳房 X 線検査（1 方向・二重読影含む）…30～39 歳、50 歳以上 ・両乳房 X 線検査（2 方向・二重読影含む）…40～49 歳	●	●	●
子宮頸がん検診	問診、視診、内診 ・子宮頸部細胞診（ベセスダシステムによる判定）…20～29 歳 ・HPV 検査単独法…30 歳以上	●	●	●

検診業務名	内 容	集団 健診	国保 集団 健診	女性 特有 の がん 検診
肝炎ウイルス 検診	問診、HBS 抗原検査、HCV 抗体検査（EIA 法）、HCV 抗原検査、HCV 核酸増幅検査	●	●	
骨粗しょう症 検診	問診、骨密度測定検査（DEXA法）	●		●
認知症検診	問診、DASC21によるスクリーニング検査、必要と認めた人は医師の診察	●		
風しん抗体 検査	厚生労働省が公表している「医療機関・健診機関向け手引き」を参照すること。	●	●	

※女性特有のがん検診では、協会けんぽ被扶養者に対する特定健診を実施。詳細は全国健康保険協会埼玉支部に確認すること。

## ＜健診対象者及び自己負担額＞

※がん検診・その他の検診は、同疾病にて治療中、経過観察中の人は対象外です。

健診名		対象者	自己負担額	
基本的な健康診査	和光市 国保特定健診	令和6年3月31日時点において40から74歳及び75歳の誕生日の前日までの和光市国民健康保険加入者	1,000円	
	和光市国保特定健診 40歳代自己負担額 無料クーポン券事業	令和6年3月31日時点において40から49歳の和光市国民健康保険加入者かつ集団健診または和光市国保集団健診で特定健診を受診する人	0円	
	長寿医療健診	75歳以上の後期高齢者医療制度加入者 (ただし65歳以上の障害者の加入者含む)	0円	
	30代健診	受診日において30から39歳の人 (ただし、当該年度末において40歳の人特定健診)	1,000円	
がん検診	肺がん	X線撮影	受診日において40歳以上の人	200円
		喀痰検査	受診日において50歳以上かつ医師が必要と認めた場合や問診の結果喫煙指数が600以上の人	300円
	大腸がん	受診日において40歳以上の人	300円	
	胃がん	受診日において40歳以上の人	900円	
	前立腺がん	受診日において55歳以上の男性	200円	
	乳がん	受診日において30歳以上の女性 (授乳中・豊胸術後の人除く) ・両乳房X線検査1方向(30歳～39歳、50歳以上) ・両乳房X線検査2方向(40歳～49歳)	1方向800円 2方向900円	
	子宮頸がん	受診日において20歳以上の女性 ・細胞診(20歳～29歳女性) ・HPV検査単独法(30歳以上の女性) ※令和6年度中に30歳になる人は細胞診対象 ※令和6年4月1日時点の年齢が30歳人はHPV対象	700円	
その他	肝炎ウイルス検診	令和6年3月31日時点において40歳及び41歳以上で肝炎ウイルス検診未受診者	0円	
	骨粗しょう症検診	前年度の年齢(当該年度4月1日時点)が40.45.50.55.60.65.70.75.80歳の女性かつ集団健診で同日に乳がん検診または子宮頸がん検診を受診する人	300円	
	認知症検診	前年度の年齢(当該年度4月1日時点)が65.69.73歳の人	0円	

＜新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業＞

1 対象者

以下の(1)(2)の要件を満たすものとする。

- (1) 検診日において和光市に住民登録がある人。
- (2) 下記の＜検査別・生年月日別のがん検診無料クーポン券の対象者一覧表＞に該当する生年月日の女性。

2 実施方法

- (1) 検診受診時に、本人確認書類(原則住所が記載されているもの。)や受診券等の提示をうけ、対象年齢に該当するかを確認のうえ、事前に市から送付している和光市がん検診無料クーポン券を回収する。
- (2) クーポン券を忘れた場合は、女性特有のがん検診予約票の裏面にある無料クーポン券再発行委任の承諾欄にチェックしてもらい回収する。この用紙は、健診後に市へ提出する。

＜検査別・生年月日別のがん検診無料クーポン券の対象者一覧表＞

生年月日	子宮頸がん検診 無料クーポン券	乳がん検診 無料クーポン券
H15.4.2～H16.4.1	●	
H10.4.2～H11.4.1	●	
H5.4.2～H6.4.1	●	
S63.4.2～H1.4.1	●	
S58.4.2～S59.4.1	●	●
S53.4.2～S54.4.1		●
S48.4.2～S49.4.1		●
S43.4.2～S44.4.1		●
S38.4.2～S39.4.1		●

3 自己負担金

無料とする。

<和光市国保特定健診40歳代自己負担金無料クーポン券事業>

1 対象者

以下の(1)～(3)の要件を満たすものとする。

- (1) 昭和50年4月1日～昭和60年3月31日生まれの人
- (2) 和光市国保特定健診受診日において、和光市国民健康保険に加入している人
- (3) 和光市集団健診または和光市国保集団健診のいずれかを受診する人  
(個別契約医療機関で和光市国保特定健診を受診する人は対象外とする)

2 実施方法

- (1) 国保集団健診受診時に、本人確認書類(原則住所が記載されているもの。)や特定健診受診券等の提示をうけ、年齢及び和光市国民健康保険資格を確認のうえ、事前に市から送付している和光市国保特定健診40歳代自己負担額無料クーポン券を回収する。
- (2) クーポン券を忘れた場合は、集団健診予約票の裏面にある無料クーポン券・受診券再発行委任の承諾欄にチェックしてもらい回収する。この用紙は、健診後に市へ提出する。

3 自己負担金

無料とする。

< 健診時の保健指導（特定保健指導分割実施及び継続支援を含む） >

## 1 対象者

ア 当該年度の国保集団健診（7月、12月）または集団健診（9月～11月）において和光市国保特定健診を受診する日に和光市国民健康保険被保険者である以下の（1）①②を満たし、かつ（1）③、（2）①、②のいずれか1つ以上の要件を満たす人。

（1）健診日の問診内容及び計測結果

- ①腹囲が男性 85 cm以上、女性 90 cm以上または BMI25 以上
- ②標準的な質問票において、血圧・血糖・コレステロールや中性脂肪に関する服薬歴がない人
- ③収縮期血圧が 130 mm/Hg 以上または拡張期血圧が 85 mm/Hg 以上

（2）前年度の健診結果<sup>(※)</sup>

- ①中性脂肪が 150 mg/dl 以上から対象者を選定
- ②HbA1c が 5.6 mg/以上から対象者を選定

<sup>(※)</sup> 予約者の該当状況に応じて、適切な特定保健指導が実施できるよう、必要に応じて該当者の人数調整を図る。

イ 前年度の健診結果のマルチリスク者（血圧、血糖、脂質、egfrのうちいずれか2項目以上が基準値以上）から市が抽出した人。

## 2 実施方法

ア 1 対象者のアについて

平成 25 年厚生労働省告示第 9 2 号「特定保健指導の外部委託に関する基準」を遵守し、厚生労働省の示す「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に基づき厚生労働省が定める特定保健指導の実施方法」及び「標準的な健診・保健指導プログラム（直近の改正内容を含む）」並びに「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4 版）」の内容に基づき、生活習慣病の予防改善に係わる行動変容を促し、継続できるようなプログラムを企画・作成のうえ実施する。

下記（1）～（6）の内容に留意し、利用者が参加、継続しやすい工夫をし、実施する。

- （1）栄養面、運動面を含めた総合的な支援ができるプログラムとする。
- （2）初回面接から 3 ヶ月経過後までの支援内容及び評価のスケジュールを立案する。
- （3）支援形態（個別支援（個別訪問を含む）・グループ支援・電話・手紙）及び支援時間並びに積極的支援について定められた 180 ポイント以上の支援を実施する。ただし、2 年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1 年目に比べて 2 年目の状態が改善している者については、動機付け支援相当の支援として 180 ポイント未満でも特定保健指

導を実施したこととする。

(4) 支援内容は、対象者自らが健康状態を振り返り、生活習慣の改善すべき点を自覚し、主体的に目標設定を行い、行動に移すことができるよう支援する。

(5) 支援教材・学習教材については、具体的かつ対象者に視覚的にもわかりやすい内容のものを作成し、実施する。

(6) ICTを活用した保健指導による実施を可能とするが、実施に当たっては、対象者の特性や意向を考慮するものとする。なお、実施の際には、厚生労働省文書「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き（最新の改正内容のもの）」に則り実施すること。

分割実施から継続支援までの一連の実施方法、使用帳票等実施内容については事前に市と協議のうえ決定するものとする。

### ①特定保健指導分割実施

健診受診の際に、上記1アの対象者要件を確認し、該当者には診察医から特定保健指導の参加勧奨を実施する。事業者スタッフは、該当者を特定保健指導実施場所への誘導を実施するとともに、参加の必要性を説明し保健指導を実施する。

分割実施時に継続支援のスケジュール、内容および今後の連絡方法の確認等を行い、継続支援が円滑に継続実施できるように調整する。

### ②継続支援

動機づけ支援、積極的支援ともに、生活習慣改善の進捗状況を確認し、必要があると認める場合には、行動目標・行動計画の再設定を行う。3か月後以降に最終評価を実施し、行動目標の達成状況及び身体状況や生活習慣の変化を評価する。

### ③その他

#### ・利用者からの問合せ対応

利用者からの支援内容等に関する問い合わせや質問等については、迅速かつ誠実に対応し、支援者の意欲向上や行動の継続につながるようにする。

#### ・市への報告

保健指導の進捗状況については、9月以降は原則1~2か月に1回程度、進捗状況や対応に苦慮するケースの有無等を市に報告するものとする。なお、特定保健指導のXMLデータ及び個別実績報告書については、原則初回面談実施後の翌月と継続支援終了後の翌月の2回に分けて市に提出する。なお、XMLデータについては、国の作成する仕様（直近の改正内容を反映）に基づいて作成し、国保連合会システムへのXMLデータの取り込みを円滑に進めるものとする。

#### ・年度末までに特定保健指導が終了しない場合

特定保健指導における初回面談が終了し、継続的支援及び最終評価が契約年度期間内で終了が見込めない場合は、終了日及びその後の対応について甲、乙協議のうえ決定するものとする。

イ 1 対象者のイについて

マルチリスク改善の必要性の理解、改善のための具体的方法について対象者の生活状況をヒアリングしたうえでアドバイスを実施する。

**3 自己負担金**

ア・イともに無料とする。

## 令和 6 年度 子宮頸がん検診 (HPV 検査単独法) 実施について

### 1 目的

『有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン 2019 年度版』において、「HPV（ヒトパピローマウイルス）単独検査法」は推奨グレード A と示されており、現在、厚生労働省の『がん検診のあり方に関する検討会』でも HPV 検査の導入に向けて話し合われています。

子宮頸がんの原因の多くは HPV（特に 16・18 型）と言われており、陽性者のごく一部が数年後に子宮頸がんの有病者となり得るため、HPV 陽性者の発見と追跡管理を行い、子宮頸がんの早期発見・早期治療、子宮頸がんの死亡率の減少につなげることを目的とします。

### 2 対象者

30 歳以上の女性

《備考》

- ・令和 6 年 4 月 1 日時点の年齢が 30 歳の方は、HPV 検査単独法対象
- ・令和 6 年度内に 30 歳になる方は、細胞診対象

### 3 実施方法

#### (1) 検診項目

問診、視診、内診、HPV 検査とする。ただし、HPV 検査の結果「陽性」となった場合は、細胞診を実施する。

##### ア 問診

不正性器出血等の症状の有無、月経の状態、分娩・妊娠等に関する事項、既往歴等を聴取する。

##### イ 視診

陰鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

##### ウ 内診

双合診を実施する。

##### エ HPV 検査

サーベックスブラシにより子宮頸部の検体採取を行い、液状検体法専用の容器に検体を保存すること。

検査結果は、「陽性」、「陰性」に分類する。また、「陽性」の場合は、感染している HPV の型（16 型・18 型・その他）を通知すること。

#### (2) 検体採取について

検体の採取は原則医師が行うこと

### (3) HPV 検査について

検査は PCR 法にて実施すること

#### 4 結果の取扱い

HPV 検査の結果「陽性」と判定された場合は、迅速に細胞診を実施し、細胞診の結果をベセスダシステムによって分類したうえで、精密検査の必要性の有無を決定すること。細胞診の詳細は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき実施すること。

#### 5 その他

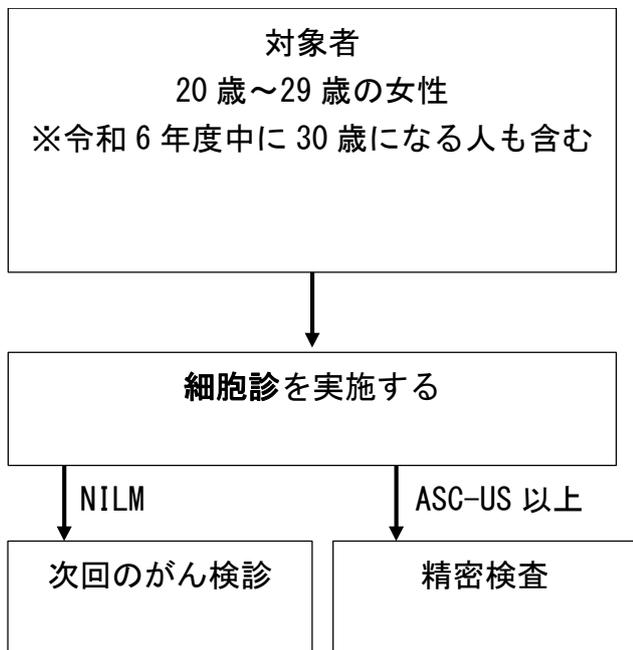
ア 子宮頸がんの多くに性感染症の病原体の一つであるヒトパピローマウイルスが関与していることを対象者に説明のうえ検査を実施すること。

イ 問診の結果、最近 6 月以内に、不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後出血等）、月経異常（過多月経、不規則月経等）及び褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、子宮体がんの有症状者である疑いがあることから、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨すること。

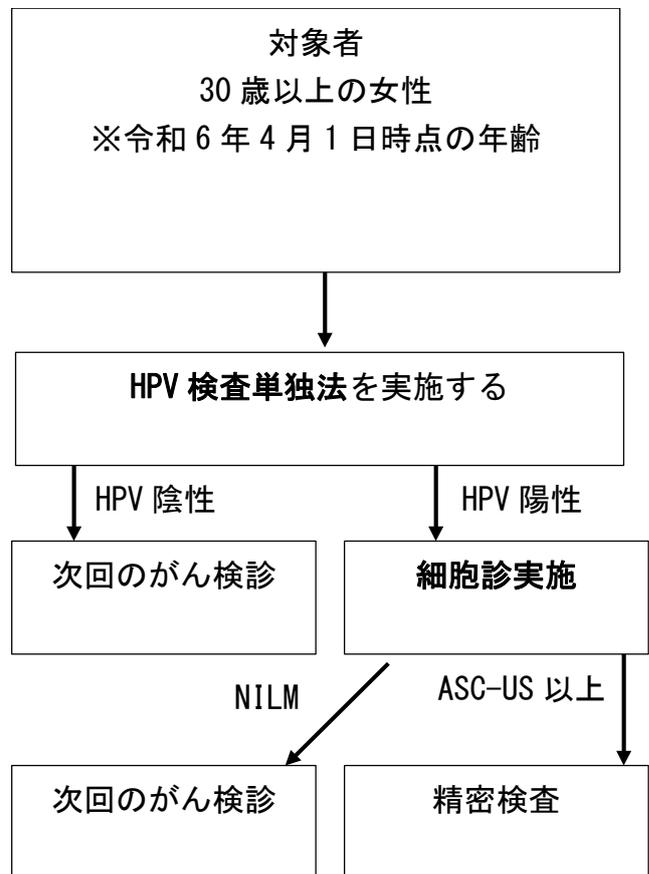
ウ 和光市では令和 7 年度より対象者を 30 歳以上の 5 歳刻みの年齢にする予定があることから、次の受診機会の説明を行うこと。使用する帳票は市と協議のうえ作成すること。

## 子宮頸がん検診フローチャート

### 【細胞診】



### 【HPV 検査単独法】



◆HPV 検査単独法では、HPV 陽性者にのみ細胞診を実施します。

## 認知症検診事業実施要領

### 1 目的

認知症の早期発見及び診断、早期治療を実現するため。また、判定結果に応じた個別支援につなげるため。

### 2 対象者

以下の(1)(2)(3)の要件を満たすものとする。

(1) 検診日において和光市に住民登録がある。

(2) 前年度の年齢(令和6年4月1日時点)が65歳、69歳、73歳の者。

65歳:昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれの者

69歳:昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生まれの者

73歳:昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれの者

※ただし、認知症治療中・経過観察中のものは除く。

(3) 令和6年度集団健診を受診するもの。

### 3 検診の実施期間

実施期間は、当該年度の集団健診全日程のうち指定した日とする。

※計6日実施予定

### 4 検診の申込み方法

希望者は、集団健診申込時に申込を行う。

### 5 検診に関する費用

検診に関する受診者の費用負担は無料とする。

### 6 実施機関

実施機関は、和光市集団健診業務の受託者をいう。

### 7 実施方法

実施機関は、対象者の集団健診受診時に本人確認書類(原則住所が明記されているもの。)や受診券等の提示をうけ、対象年齢に該当するか、認知症治療中または経過観察中ではないことを確認する。

## 8 検査の項目及び内容等

- (1) DASC-21(ダスク-21)によるスクリーニング検査
- (2) 問診で必要と認めたものは医師の診察

## 9 委託契約の方法

契約は、和光市契約規則による。

## 10 委託料の請求と支払い

健診結果説明会実施後すみやかに、内訳を明記した請求書と同時に統計表(受診者数、性別・年齢別受診項目等市の指定する項目を集計)、健診アンケートの集計結果(Microsoft Excelで作成したデータ)、健診実施に関する受診者に実施するアンケート等の意見・満足度の集計結果の書類を添付して遅滞なく市へ請求する。

## 11 受診者への結果通知

実施機関は、受診者に対し結果報告書の説明と返却、情報提供を実施する。要精密検査対象者については市の指定する診断票等を発行し、鑑別診断の必要性を説明し、指導すること。

## 12 要精密検査となった人への対応

認知症検診結果に基づき、要精密検査となった人には、すみやかに検診結果を市へ報告のうえ、該当者のリスト、該当者に配布する紹介状、検診結果を市へ提出すること。

## 1 埼玉県国民健康保険団体連合会に提出するもの

国保特定健診受診者の健診記録について、国民健康保険連合会指定の形式(XML)で作成し、追加項目についてXMLデータの過誤がないよう、外部委託を含め十分注意のうえ作成する。

心電図、眼底検査、血清クレアチニン検査(eGFR含む)、貧血検査について、特定健診の詳細な健診に該当する場合には、詳細な健診の実施理由や医師の診断等を必ず記載する。

国保特定健診並びに長寿医療健診の国民健康保険連合会への健診結果並びに請求書の提出は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データ(XML)として作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織(国民健康保険連合会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)と受託者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ)により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体(CD-R等)を実施月の翌々月5日までに提出(提出期限日必着)する方法をとる。また、電子情報処理組織の使用による請求は、国民健康保険連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、国民健康保険連合会に到着したものとみなす。

なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

## 2 国保特定健診受診料及び長寿医療健診受診料の支払いについて

国保特定健診受診料及び長寿医療健診受診料については、市は、受託者から集団健診仕様書3(3)に定める請求があったときは、市はこれを審査し、適正と認めたときは、集団健診仕様書3(3)に定める請求に係る電子データを受理した月の翌月末日(電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の5日。)を基本として、市と国保連合会との間で定める日に、受託者若しくは実施機関に国保連合会を通して請求額を支払うものとする。また、市及び国保連合会の点検の結果、返戻を受けた場合において、再度前述の方法により請求を行う。

## 個人情報取扱特記事項

(個人情報の保護に関する法律等の遵守)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、この契約による業務(以下「契約業務」という。)を行うに当たり、個人情報を取り扱うに際しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の個人情報の保護に関する法令等及び和光市情報セキュリティポリシー並びに個人情報のうち特定個人情報については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報を安全に管理するため、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出等)

第3条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により和光市(以下「甲」という。)に届け出なければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に届け出なければならない。

4 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

5 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、業務の着手前に書面により甲に届け出なければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

#### (教育の実施)

第5条 乙は、個人情報保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他契約業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

#### (秘密保持義務)

第6条 乙は、契約業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、契約業務に関し知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせてはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

#### (再委託の禁止)

第7条 乙は、原則、契約業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。再委託先が子会社である場合、および再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、契約業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、前項の場合、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先の業務の履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

#### (派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、契約業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### (個人情報の管理と安全管理措置)

第9条 乙は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理を行うため、次の各号に定めるところにより、個人情報の管理を行うとともに、安全管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で嚴重に個人情報  
を保管すること。
  - (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さな  
いこと。
  - (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以  
上の保護措置を施すこと。
  - (4) 個人情報を複製又は複写する場合は、業務に必要最小限の範囲で行うこと。
  - (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
  - (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバック  
アップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
  - (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人  
情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
  - (8) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」  
という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
  - (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩等の事故につながると考  
えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
  - (10) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物（スマートフォン等）  
を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要な措置を講じたときは、甲に対し、そ  
の内容を報告しなければならない。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第10条 乙は、契約業務において利用する個人情報について、契約業務以外の目的で利用  
してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第11条 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所  
で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第12条 乙は、契約業務終了時に、契約業務において利用する個人情報について、甲の指  
定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 乙は、契約業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は  
廃棄すべき個人情報の媒体名、項目、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面に  
より甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じな

けれ

ばならない。

- 4 乙は、契約業務において利用する個人情報記録された電磁的記録媒体を廃棄する場合は、合理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った際は、行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

#### (報告)

第13条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

#### (監査及び検査)

第14条 甲は、契約業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は契約業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

#### (事故発生時の対応)

第15条 乙は、契約業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応(本人に対する適宜の手段による通知を含む。)等の措置を甲と協力して講じなければならない。

#### (契約解除)

第16条 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、特記事項に関連する契約業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第18条 乙は、この特記事項に定めるもののほか、契約業務に係る個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2023.4.1～

## 健診実施施設の鍵の貸与、開錠等に関する実施要領

## 1 目的

この要領は、和光市国保集団健診、集団健診、女性特有のがん検診の実施にあたり、受託者が健（検）診実施前の会場準備等を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

## 2 事前準備、鍵の保管及び利用について

- (1) 市は、事前に受託者に健診実施施設の鍵または施設利用許可証を貸与する。健康増進センターについては、市は受託者が開錠を適切に実施できるよう、セキュリティ解除方法等について事前に説明する。
- (2) 健康増進センターの鍵の貸与の日程等については、市受託者協議のうえ決定し、貸与に際しては手渡しで行うとともに、和光市健康増進センター鍵授受簿（別紙11の別添参照）を記載し、押印する。
- (3) 受託者は、健康増進センターの鍵の管理者、保管場所、開錠実施者を定める。

## ア 健康増進センターの鍵の管理

個人情報管理責任者等から選任し、決まり次第市に報告する。

## イ 健康増進センターの鍵の保管場所

受託者の社内に保管し、保管にあたっては常時施錠かつ特定の職員のみアクセスできる環境とし、紛失や盗難等を防止するための環境を整備した場所とする。保管場所は事前に、市に報告する。

鍵の出納は、健診実施責任者等が責任をもって実施する。

## ウ 健康増進センターの鍵の開(施)錠実施者

事業報告書に氏名を記載し、市に報告する。原則、健診実施責任者が実施する。万一責任者が開錠の対応ができないことが予測される場合には、事前に市に受託者の職員による代替者を連絡し、了解を得る。

## 3 健診実施施設の開錠

- (1) 受託者は、市が事前に配布した開錠日程表に定められた時刻で、健診実施施設の開錠や会場準備を実施する。ただし、状況に応じて、定められた時刻以外でも、市からの依頼があった場合は対応する。
- (2) 健（検）診日は、鍵は開(施)錠実施者が常時保管するものとし、定期的に鍵の所在を確認し、紛失や盗難等に厳重に注意する。
- (3) 健診実施施設内で事故等緊急事態が発生した場合には、直ちに現場に急行し適切な処置を施すとともに、すみやかに市に報告する。ただし、健診実施施設内で対応することを原則とする。

- (4) 開錠については、健（検）診日の業務報告書に、開（施）錠時間と開（施）錠実施者名の記載及び押印を行うとともに、市へ報告する。
- (5) 錠の返却時期については、貸与の際に市が指定した日付で速やかに返却する。受託者は、返却期日を厳守する。

#### 4 その他

- (1) 受託者は、開錠及び錠の保管等に際して、厳重なる注意をもって行う。
- (2) 受託者は、開錠後は健診に使用する部屋のみ入室できるものとし、健診に使用予定でない部屋（健康増進センター事務室等）への入室を禁ずる。
- (3) 受託者は、検診終了後は、開錠時の各部屋の備品等の配置と同じ現状復帰を行う。
- (4) 本取り決め事項内容の実施に関して、受託者の責めに帰すべき事由により、市に損害が生じた場合、市は当該事由の直接の結果として、現実に被った通常の損害に限り、受託者に対し損害の賠償を請求することができるものとする。
- (5) 実施要領に定めのない事項や疑義が生じた事項については、その都度市と受託者協議のうえ決定するものとする。

## 和光市健康増進センター鍵授受簿（令和 6 年度集団健診等実施）

NO.	受託者への貸与日 R 年 月 日 時 分	市貸与品 市貸与者 印	借用者 部署氏名 (受託者)	返却予定日	鍵受理者 氏名	返却日付 R 年 月 日 時 分
1	R 年 月 日 時 分					R 年 月 日 時 分
2	R 年 月 日 時 分					R 年 月 日 時 分
3	R 年 月 日 時 分					R 年 月 日 時 分
4	R 年 月 日 時 分					R 年 月 日 時 分
5	R 年 月 日 時 分					R 年 月 日 時 分
6	R 年 月 日 時 分					R 年 月 日 時 分
7	R 年 月 日 時 分					R 年 月 日 時 分
8	R 年 月 日 時 分					R 年 月 日 時 分
9	R 年 月 日 時 分					R 年 月 日 時 分

○鍵の受け渡し及び鍵の管理については、契約時に市と受託者が協議のうえ決定した方法により実施します。